

事務連絡
令和3年4月14日

各都道府県私立学校主管部課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について

令和3年1月から2月にかけて教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）に御協力いただき、「教職課程を置く大学等における障害のある学生の教育実習の実施状況（令和元年度）」に関する調査を行い、この度、結果を取りまとめ、教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）に対して事務連絡を発出しました。（別添1参照）

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。

各私立学校主管部課におかれては、域内の私立学校に対し、今回の調査結果も踏まえ、障害のある教師等の教育関係職員の雇用を促進する観点からも、大学等と緊密に連携を図りつつ、障害のある学生の教育実習の受入に積極的に協力していただくよう周知をお願いします。また、その際、調査結果において学生に障害があることを理由として教育実習の受入を断られた事案があったことなども踏まえ、障害があることをもって不合理な差別的取扱いがなされることのないよう、学校において教育実習時における障害のある学生への配慮事項の内容を事前に把握いただくとともに、その内容や周知方法などについて改めて見直し、必要な対応を講じていただくよう周知願います。

なお、文部科学省としても、令和3年度予算において必要な経費を計上している「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」（別添2参照）の中で「障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進」を新たなテーマとして設け、教育現場で活躍する障害のある教師の勤務体制や職務内容等に関する事例の収集・発信などに取り組むこととしております。

(参考資料1)

「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」及び「国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査」(令和2年7月10日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会公表)

URL : https://www.mext.go.jp/content/20210326-mxt_kyoikujinzai01-000011998-1.pdf

(参考資料2)

「障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に向けて(通知)」(令和2年7月10日付け2教教人第19号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)

URL : https://www.mext.go.jp/content/20210326-mxt_kyoikujinzai01-000011998-2.pdf

本件担当

文部科学省 総合教育政策局

教育人材政策課 教職課程認定係

Tel : 03-5253-4111 (内線 : 2451, 2453)

Mail : kyo-men@mext.go.jp

事務連絡
令和3年4月1日

教職課程を置く各国公私立大学担当課
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

令和3年1月から2月にかけて教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）に御協力いただきました「教職課程を置く大学等における障害のある学生の教育実習の実施状況（令和元年度）」に関する調査について、この度、別紙のとおり結果を取りまとめましたので、お送りいたします。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。今回の調査結果も踏まえ、大学等においては、都道府県教育委員会等と緊密に連携を図りつつ、下記に留意し、障害のある学生の教育実習の実施に当たっていただくようお願いします。

なお、文部科学省としても、令和3年度予算において必要な経費を計上している「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」（別添参照）の中で「障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進」を新たなテーマとして設け、教育委員会や教職課程を置く大学等における合理的な配慮の在り方等を明らかにすることなどに取り組むこととしております。事業の実施にあたっては御協力いただきますようお願いいたします。

記

大学等は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており（教育職員免許法施行規則第22条の5）、教育委員会等と連携協力して、障害のある学生の教

育実習の受入について、学校の理解を得るよう努め、大学等の責任において教育実習受入校を確保しなければならない。

また、大学等は、障害のある学生の教育実習の実施に当たって、以下のような点に留意することが必要である。

① **障害のある学生に必要な配慮の教育実習実施前の把握**

大学等は、障害のある学生に、実習における日程、内容を伝え、どのような配慮が必要かを教育実習実施前に把握すること

② **教育実習受入校との教育実習実施前の調整**

大学等は、教育実習受入校に、学生の障害について基本的なことや、必要な配慮について伝え、どのように対応するか教育実習実施前に調整すること

③ **教育実習受入校との教育実習中の連絡体制の構築**

大学等は、教育実習の日程や内容の急な変更等に対応できるように、教育実習受入校との教育実習中の連絡体制を構築すること

④ **教育実習中の状況把握**

大学等は、教育実習受入校を訪問（直接訪問することが難しい場合には、WEB や電話等を活用）し学生の教育実習の状況を適切に把握した上で、学生への指導や教育実習受入校との調整を学生の要望も踏まえ行うこと

⑤ **教育実習実施後の成果と課題の把握**

大学等は、教育実習実施後、障害のある学生や教育実習受入校担当者から教育実習の実施に当たって工夫した点や、その成果と課題等をヒアリング又は協議するなどして記録し、今後の教育実習に活かせるよう、学内担当部署及び学外の関係者と共有すること

本件担当

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室教職課程認定係

Tel : 03-5253-4111（内線：2451, 2453）

Mail : kyo-men@mext.go.jp

教職課程を置く大学等における障害のある学生の教育実習の実施状況について (令和元年度)

- ・調査対象：教職課程を置く大学等865校（回答率：94%（817校））
- ・調査期間：令和3年1月19日～2月15日

○障害のある学生の教育実習参加状況

1. 障害のある学生が教育実習に参加した大学等数及び参加人数

障害のある学生が教育実習に参加した大学等数：192校

障害のある学生が教育実習に参加した人数：553人

2. 教育実習を受け入れた学校（以下「受入校」とする。）の種類と参加人数

学校種	人数
①特別支援学校	98
②①以外の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校）	478

3. 教育実習に参加した学生の障害種

（障害種の分類は、（独）日本学生支援機構の「障害のある学生の就学支援に関する実態調査」と同様）

障害種	人数	割合	障害種	人数	割合
①視覚障害	30	5.4%	⑥発達障害（診断書有）	52	9.4%
②聴覚・言語障害	84	15.2%	⑦精神障害	65	11.8%
③肢体不自由	46	8.3%	⑧その他の障害（①～⑦以外）	41	7.4%
④病弱・虚弱	179	32.4%	⑨発達障害（診断書無・配慮有）	51	9.2%
⑤重複	5	0.9%			

○障害のある学生の受入校の確保の方法等に関する状況

4. 受入校の確保の方法

確保の方法	回答大学数	割合
①大学が附属学校に交渉し確保	47	24.5%
②大学が受入校（附属学校以外）に交渉し確保	82	42.7%
③大学が教育委員会に依頼し受入校を確保	25	13.0%
④大学が校長会等の関係団体等に依頼し受入校を確保	9	4.7%
⑤学生が受入校と交渉し確保	97	50.5%
⑥その他	0	0.0%

※複数回答可としている為、重複回答あり

5. 受入校確保の際に、学生に障害があることを理由として受入を断られた事案の有無

受入拒否の有無	回答大学数	割合
①有	6	3.1%
②無	186	96.9%

○障害のある学生の教育実習参加にあたっての必要な配慮に関する状況

6. 大学等における必要な配慮の把握の有無

把握の有無	回答大学数	割合
①把握している	182	94.8%
②把握していない	10	5.2%

7. 「①必要な配慮を把握している」と回答した大学等（182校）における把握の方法

把握の方法	回答大学数	割合
①大学が学生に対して行うアンケートや面談等を通じて把握	172	94.5%
②本人からの申告はないが、大学の担当者と受入校の担当者等が相談して必要な配慮を決定	17	9.3%
③その他	3	1.6%

※複数回答可としている為、重複回答あり

「③その他」の内容

- ・本人からの申告があった場合のみ、相談を行い、必要に応じて受入校の担当者と調整。
(2大学)
- ・病弱を証明する診断書、WAIS-III（成人用のウェクスラー知能検査）による検査結果。
(1大学)

8. 「①必要な配慮を把握している」と回答した大学等（182校）における必要な配慮の受入校への連絡方法

受入校への連絡方法	回答大学数	割合
①大学が受入校（教育委員会を含む）に連絡した	135	74.2%
②学生が受入校（教育委員会を含む）に連絡した	65	35.7%
③受入校（教育委員会を含む）からのアンケート等に回答した	1	0.5%
④配慮は不要であったため、連絡しなかった	32	17.6%
⑤特に何もしなかった	2	1.1%
⑥その他	1	0.5%

※複数回答可の設問のため、重複回答あり

「⑥その他」の内容

- ・受入校への連絡は、本人の希望に基づき、同意のある場合にのみ行うこととしている。

9. 受入校における必要な配慮の実施に関する大学等の認識

大学等の認識	回答大学数	割合
①全ての障害のある学生に対して、適切に行われた	169	88.0%
②一部の障害のある学生に対して、適切に行われていない	1	0.5%
③全ての障害のある学生に対して、適切に行われていない	0	0.0%
④把握していない	22	11.5%

「②一部の障害のある学生に対して、適切に行われていない」と回答した大学等の理由

- ・軽度の発達障害があるため配慮が必要と、大学等から受入校に伝えたが、受入校の判断で特段の配慮は不要とし他の学生と同様の扱いとなった為。

○障害のある学生が教育実習に参加するにあたっての課題・取組例

10. 障害を理由とする観点からの教育実習の参加に対する課題

課題	回答大学数	割合
①受入校の確保	59	30.7%
②障害のある学生への配慮等についての受入校との調整	128	66.7%
③特にない	45	23.4%
④その他	14	7.3%

※複数回答可としている為、重複回答あり

11. 大学等における課題に対する取組内容

(課題に対する大学等における取組例)

課題	取組例
①受入校の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣学校との関係づくり ・関係の強い学校にお願いし理解していただく。
②障害のある学生への配慮等についての受入校との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・附属園を軸として最初の実習を経験し、本人及び大学で配慮事項を確認 ・受入条件を確認した後、配慮できる点について、受入校と学生が密に打合せをし、受入校ができることと学生が行うことを明確化 ・診断書や配慮願を学生と作成し、症状が出てしまった際の対応方法などを文書にまとめ、受入校へ説明
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・健康サポートセンター・学生サポート室・学生相談センター・学科との連携（毎年度、教職課程を履修している学生のうち、配慮を要する学生の情報を提供するルートをつくる）
障害の有無の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・受入校ともに、学生のプライバシー保護に努めるとともに、適切な配慮のために必要な情報であることを全体に向けて何度も周知して、個別面談を設けプライバシーに配慮した聞き取りを実施
本人や家族が障害等があると受け入れを拒否されると思って情報を伝えてこないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・受入校ともに、学生のプライバシー保護に努めるとともに、適切な配慮のために必要な情報であることを全体に向けて何度も周知して、個別面談を設けプライバシーに配慮した聞き取りを実施
受入校の教職員の障害理解	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生への面談による実情の把握、及び受入校へ支援方法についての説明
教育委員会から、配慮を要する実習生の支援員派遣を求められること	<ul style="list-style-type: none"> ・大学として包括的な支援が行えるように、障害のある学生への支援体制を構築

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

令和3年度予算額
(前年度予算額)

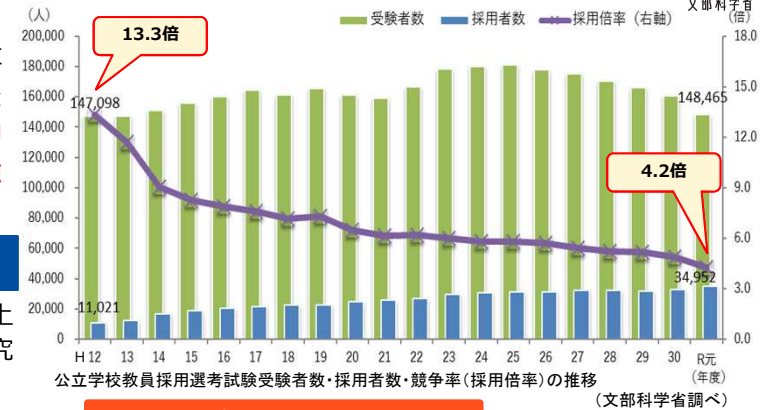
46百万円
62百万円)

別添2



背景・課題

我が国が将来に向けて更に発展し繁栄を維持していくためには、未来を担う子供たちへの学校教育の直接の担い手である教師の資質能力及び教職の魅力向上が不可欠である。教育再生実行会議第十一次提言（令和元年5月17日）においては「Society5.0の到来などの様々な社会変化や技術革新に対応した力を持つ教師の育成は喫緊の課題」とされており、**加速度的に変化する社会に対応する教育革新の大きな流れを見据えた、教師の養成・採用・研修の強化が一層強く求められている。**



事業内容

平成27年12月の中央教育審議会答申などの提言を踏まえ、教師が教職生涯にわたってその資質能力を向上させていく効果的な仕組みの構築に資するため、大学・教育委員会・民間教育事業者等を活用した委託研究等を行うことにより、教師の養成・採用・研修を通じた改革を推進する。

なお成果は、EBPM (Evidence-based Policy Making) の観点から、定量的に示すこと等を推進する。

養成改革の推進

- Society5.0時代の到来などの社会の変化に伴い、学校教育を担う教師には「先端技術を効果的に取り入れたICT活用指導力」「教科等横断的視点に立って児童生徒の資質・能力を育成する力」「個別最適化された学びの在り方を構想する力」などが一層重要になっている。このような新たな社会に求められる資質・能力を有する教師の育成に資する、先導的な教職科目を開発する。

【3箇所×450万円】

- 英語教師を目指す学生を対象とした海外留学を含む教員養成プログラムを開発する。

【1箇所×450万円】

研修改革の推進

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により対面による研修の実施が困難な状況となる例が生じているが、学校教育を取り巻く環境の変化に応じた研修は不断に行われるべきものである。また、昨今の学校のICT環境整備の加速に伴い、教師のICT活用指導力の向上も待たなしの急務である。そのため、新しい生活様式の中でも滞りなく実施できる研修や、ICT活用指導力向上に資する研修を開発する。

【2箇所×350万円】

採用改革の推進

- 教職の魅力向上に関する取組の推進
多様な人材を教育界内外から確保するため、教職の魅力向上を図る仕組みや、教職に関する理解を効果的に促進するための情報発信の方法等を開発する。

【1箇所×400万円】

- 障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進
・教育現場で活躍している全国の事例の収集・発信を行う。
・教育委員会や教職課程を置く大学等における合理的な配慮の在り方等を明らかにする。

【2箇所×400万円】

- 教師の採用に関する近年の課題への対応
公立学校における教師の年齢構成は不均衡が生じており、近年、大量退職に伴い採用者数を増加させた教育委員会において採用倍率の低下が生じている傾向にある。こうした近年の課題等に関する要因や、教師の採用に関して成果を上げている教育委員会の取組等を明らかにする。

【1箇所×400万円】

※このほか、教員採用選考試験における共通問題の作成に関する検討も引き続き実施。

アウトプット(活動目標)

- ・先導的な教職科目の開発
- ・教員採用選考試験における受験者数の安定的な確保
- ・教育委員会における計画的な採用・人事、バランスの取れた教師の年齢構成の実現
- ・障害のある教師等の教育関係職員の活躍の実現
- ・新しい生活様式の中でも滞りのない研修の実現
- ・研修を通じた現職教師のICT活用指導力の更なる向上

アウトカム(成果目標)

- ・教職課程を持つ大学への先導的な教職科目の普及及び当該大学における新たな社会に求められる資質・能力を有する教師の育成の実現
- ・多様な人材を教育界内外から確保し、質の高い教職員集の実現
- ・新しい生活様式の中においても、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化に応じた研修の体系的かつ効果的な実施の実現

インパクト(国民・社会への影響)

質の高い多様な教師集団により、子供たちが予測不能な未来社会を主体的に生き、社会の発展に創造的に参画する力を育成する学校教育が行われ、一人一人の児童生徒が持続可能な社会の創り手となる。